

○ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号） 新旧対照条文（抄）
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第百八十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料） 第百十二条 次のは、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付しなければならない。</p> <p>一七の二 （略） （削る） 八十三 （略） 2 （略）</p>	<p>（手数料） 第百十二条 次のは、政令で定めるところにより、手数料を国（指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては指定試験機関、指定コンサルタント試験機関が行う労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験を受けようとする者にあつては指定登録機関）に納付しなければならない。</p> <p>一七の二 （略） 七の三 第五十四条の三第一項の登録を受けようとする者 八十三 （略） 2 （略）</p>